

米子市建設工事成績評定要綱の一部を改正する要綱

米子市建設工事成績評定要綱(平成18年3月31日施行)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(評定の対象)</p> <p>第3条 評定は、米子市建設工事執行規則(平成17年米子市規則第106号。以下「建設工事規則」という。)第1条に規定する工事のうち次に掲げる工事以外のものを対象とする。</p> <p>(1) 請負金額が <u>130万円未満</u>の工事</p> <p>(2) <u>市が管理する道路、河川、公園及び下水道を維持し、修繕し、又は管理することを目的とする年間維持工事</u></p> <p>(3) [省略]</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、市長が評定を行うことが不要であると認める工事(評定者)</p> <p>第4条 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) [省略]</p> <p style="text-align: right;">[削除]</p> <p>(評定の方法)</p> <p>第5条 完成検査の評定は、工事成績評定の考査項目別運用表(様式土3-1①から<u>様式土3-1④</u>まで、様式土3-2①及び様式土3-2②、様式土3-3①から<u>様式土3-3⑩</u>まで並びに、様式土3-4①及び様式土3-4②又は様式建3-1①から様式建3-1④まで、様式建3-2①から様式建3-2③まで及び様式建3-3①から様式建3-3④まで)に基づいて実施し、工事成績採点表(様式土1-1及び様式土1-2又は様式建1-1及び様式建1-2)により採点を行うものとし、併せて項目別評点内訳書(様式土2又は様式建2)を作成するものとする。</p>	<p>(評定の対象)</p> <p>第3条 評定は、米子市建設工事執行規則(平成17年米子市規則第106号。以下「建設工事規則」という。)第1条に規定する工事のうち次に掲げる工事以外のものを対象とする。</p> <p>(1) 請負金額が <u>50万円以下</u>の工事 [新設]</p> <p>(2) [省略]</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、市長が評定を行うことが不要であると認める工事(評定者)</p> <p>第4条 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) [省略]</p> <p>(3) <u>請負金額が130万円未満の工事検査員</u></p> <p>(評定の方法)</p> <p>第5条 完成検査の評定は、工事成績評定の考査項目別運用表(様式土3-1①から<u>様式土3-1⑦</u>まで、様式土3-2①から<u>様式土3-2③</u>まで、様式土3-3①から<u>土3-3⑳</u>、様式土3-4①及び様式土3-4②又は様式建3-1①から様式建3-1④まで、様式建3-2①から様式建3-2③まで及び様式建3-3①から様式建3-3④まで)に基づいて実施し、工事成績採点表(様式土1-1及び様式土1-2又は様式建1-1及び様式建1-2)により採点を行うものとし、併せて項目別評点内訳書(様式土2又は様式建2)を作成するものとする。</p>

<p style="text-align: center;">[削除]</p> <p>(評定点等の通知) 第7条 [省略]</p>	<p style="text-align: center;">(小規模工事)</p> <p><u>第7条 第4条第3号に掲げる工事については、第5条の規定にかかわらず、工事成績採点表(130万円未満)(様式土1-3又は様式建1-3)により採点を行うものとし、併せて項目別評点内訳書(様式土2又は様式建2)を作成するものとする。</u></p> <p>(評定点等の通知) 第8条 [省略]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は、注記である。</p>	

工事成績評定の様式一覧(土木関係)を次のように改める

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市建設工事成績評定要綱第5条の規定は、この要綱の施行の日以後に発注する建設工事に係る評定(同要綱第1条に規定する評定をいう。以下同じ。)について適用し、同日前に発注した建設工事に係る評定については、なお従前の例による。